

# 調査・報告シート

-	報告日	年 月 日	所属	氏名
調査区分	都市基盤整備	報告内容	土地境界確認情報管理マニュアル	

## 課題分析

	項目	詳細
環境分析	国土調査の進捗状況	約96% (平成26年現地調査完了予定)
	境界情報の保管状況	現物(紙ベース等): 地籍図、地籍簿(国土調査成果登記時のもの) データ(システム含む): 委託業者(高知県内)(更新有)(バックアップ有) 保管(管理)場所: 現物・データともに出先機関で保管・管理している。
想定される課題	情報保管場所	耐震性が低い(昭和56年以前の建造物)
	データのバックアップ箇所が県内	バックアップを委託している業者も被災するので、手元の情報が使えない時に、法務局から情報を取得することになり、対応が遅くなる。→手続きのマニュアル化必要 システム自体の故障も考えられデータがあっても活用できない(ライフライン復旧後も)
	情報提供について	インフラ機能が停止した場合、データ確認から打ち出しに至るまでが不可能になり、現物情報の地籍図については、更新がないので情報が最新でない可能性がある。
	情報交付手数料について	災害復旧に必要な情報の交付については、無料で、簡易な申請で交付できるようにし、円滑に交付→計画策定→復旧・復興につなげていけるようにする必要がある。
課題から発生する被害	土地境界データの喪失	保管場所の倒壊等により情報が喪失する恐れがある。
	ライフライン復旧時、境界確認の遅れ	土地境界情報の確認、提供、現地確認が出来ないことにより、復旧に遅れが発生することが予想される。
課題解決の手段	地籍データ (土地境界確認情報) 提供体制	情報の優先順位の設定や保管場所・方法の検討を予め行い、担当職員が不在の際に、他職員も取り扱えるように取りまとめておく。  ライフライン復旧前: 優先順位が高いものに関して、紙ベースで保管し、毎年1回以上の更新をおこない、被災時に各職員が閲覧し業者に提供できるよう閲覧体制をとれるように準備しておく。 →円滑な情報の提供が可能。  復旧後: データ・システム無事な場合は、通常とおり交付。喪失している場合を想定し、被災時の対応を決めておき、復旧までに活用できる体制を整えておく。 →バックアップ業者は被災の恐れが少ない業者の検討やデータ喪失のリスクの分散が出来る業者の検討が必要。